

裁判員経験者との意見交換会（第8回）議事録

1 開催日時

平成30年10月3日(水)午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者

裁判員等経験者5名

(裁判所) 田中聖浩裁判官(司会), 千葉康一裁判官

(検察庁) 小島舞子検察官

(弁護士会) 伊藤円香弁護士

4 意見交換

発言内容は別紙のとおり

意見交換会における発言

(司会)

ただ今から裁判員等経験者意見交換会を開催させていただきます。

今ほど当庁所長の挨拶にもありましたけれども、皆様方の御意見を裁判員裁判に反映させていきたいと思っておりますので、皆様には評議の秘密に触れない限度で忌憚のない発言をお願いしたいと思います。

なお、この意見交換会には、金沢地検から小島検事が出席されていますし、金沢弁護士会からは伊藤弁護士が参加されています。また、当庁の千葉裁判官も参加しております。よろしくお願ひします。

事前にお配りしました質問事項に沿って、皆様に御意見をお伺いしたいと思っておりますけれども、まずは皆様方がどのような事件を担当されたのかということを私の方で紹介をさせていただきながら、それぞれの方に裁判員裁判の裁判員あるいは補充裁判員を務めた上での全般的な感想を一言ぐらいで構いませんので、おっしゃっていただければと思います。

まず1番の方ですけれども、1番の方は、昨年3月に実施されました、少年被告人の起こした窃盗と無免許運転、そして危険運転致死傷の裁判員裁判を担当していました。この事件は公訴事実に争いはありませんでしたが、量刑が問題となりまして、判決では少年被告人ということもありまして、懲役4年以上7年以下という不定期刑の判決がなされました。もう1年半経っておりますが、記憶喚起が大変なところがあるかもしれません、恐縮ですけれども全般的な御感想を一言お願いいたします。

(1番)

全体的な感想ということですけれども、こういった機会で参加させていただいて、全体的にはやってよかったですかなというふうに思っております。すごく印象深いのは、裁判官の皆さんのが我々に意見を言いやすい環境を作るのにすごく気を遣っていらっしゃるなというのが受け取れて、ここまでしなければならないのかなという

のが正直な感想としてありました。内容としましては、裁判員というところで、一般の方々の意見が感情的な部分とかそういったところを埋める役割なのかなと思いつつも、参加していく中で、その内容についてネットとかで帰っていろいろ調べてみたり、判例はこんなときどうだったのかとか見てみたり、自分の中ですれていいく部分がひょっとしたらあったのかなと思って、いまだにどうなのかなと感じるところはあったかなと思います。全体的としては、こういった経験をさせていただいて、いろんなことに目を向けられたというのは、すごくよい経験をさせていただいたかなというふうに思います。

(司会)

ありがとうございます。続いて2番の方ですが、2番の方は、昨年12月に実施した殺人未遂、銃刀法違反被告事件の裁判員を担当していただきました。主たる争点は殺意ということでありましたけれども、評議の結果、殺意が否定されて傷害事件ということで認定し、求刑懲役13年に対して判決は懲役4年6月になります。2番の方、一言で結構ですので、御感想をお願いします。

(2番)

では一言感想を申し上げます。私も裁判員をやってよかったですなというふうに思っております。特に、人が人を裁くということを直に体験したというか、すごく難しいものなんだなということをはっきりと感じさせていただいたということで、やらせていただいて良かったと思います。

(司会)

ありがとうございました。3番、4番の方も同じ事件を担当されたのですね。では3番の方どうぞ。

(3番)

では一言。私の方は退職して時間的な余裕があったのですけれども、ちょっと長い期間ということで、現役の方ならこれはちょっときついのかなという感想は持りました。ただ、法律的な知識も何もなかったのですけれども、市民として感情的に

しゃべってやろうかなという、参加しようかなという気持ちで、裁判員ということで参加しました。

(司会)

はい、ありがとうございます。4番の方は、同じ事件でしたけれども、補充裁判員というお立場ですね。一言で結構ですが、御感想をお願いします。

(4番)

私も参加して非常によかったですなというふうに感じています。ただ参加するにあたって、物事を客観的に判断できるのかなというような不安は間違いないなくありました。それから、途中からなんですかね、自分の感覚と裁判官の感覚とでどのくらいのかい離、差があるのかといったところも知りたいという反面、2番の方がおっしゃっておられましたけれども、人が人を裁く、プロの裁判官はともかく、私たちがこういった人を裁くことに参加して果たしてよいのかどうか、そういうことの疑問を持ったという一面はございました。

(司会)

ありがとうございます。続いて5番の方ですが、5番の方が担当された事件は、今年の2月から3月にかけて実施されました、住居侵入、窃盗、それと現住建造物等放火未遂の事件でした。この事件の主たる争点は、放火の故意があったかどうかというところでしたが、評議の結果、故意を認定することになりました。5番の方、補充裁判員としての参加でしたけれども、ずっと全手続、評議も含め御覧いただいたと思います。御感想をお願いします。

(5番)

補充裁判員として今回参加させていただいたのですけれども、抽選で当たった時は、正直、当たってしまったと。当たった以上は、どうしようとまな板に乗った鯉なので、やる以上はちょっと頑張ってやってみようかなという気持ちで参加させていただきました。参加してみて、一言で言ったら、大変勉強になったということです。裁判官の方も一生懸命皆さんのお意見を吸い上げよう吸い上げようという、意見

の言いやすい環境作り、雰囲気作りをしようしようという気持ちもよく分かって、周りから見ても皆さんよくしゃべっているなと感心しながら、補充裁判員として見させていただいたのですけれども、やはりこういう市民感覚の意見というのも、素人ですけど、そういう素人の考え方というのも重要なのかなと、プロだけで裁くのではなくて、素人の私らでも参加するというのは、非常によいことかなと今になって思います。勉強になりました。ありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございます。それではこの後は個別の論点へ入らせていただきます。まず、選任手続までのお気持ちの辺りですね、裁判員候補者として選任されて、裁判所から通知を差し上げますが、それから選任手続まで2か月ぐらいあったと思うのですが、その間の気持ちとか不安とか、あるいは、お仕事などの調整をどのようにされていたとか、その辺りの話を伺いたいと思います。では、1番の方お願いします。

(1番)

まず通知が来た時には、正直驚いたというのが実感でした。それまで、その後来るとは実際思っていなかったので、職場にも何も話していないなく、通知が来た段階ですぐ休む段取りをしました。理解のある職場だったので、すんなり休みは取れたのですが、それでも実際に抽選に当たるというのは、なかなかないという話も聞いていたので、楽な気持ちで当日来たわけなのですが、当たってしまって、その場ですぐ職場に電話をかけて、残りの休みを何とかしてくださいと言って、すぐ調整した形です。

(司会)

ありがとうございます。会社の方でも比較的配慮してくれたということでおろしいのですか。

(1番)

そうですね。

(司会)

2番の方どうでしょうか。

(2番)

選任されるとは思っていませんでしたので、念のため職場には通知が来た段階で伝えていて本当に良かったなと思います。実際に選任されてすぐ職場に電話して、何とか休めるようにしてくださいというふうにお願いをしまして、調整は何とかできたのですが、その当時土日も仕事をしていましたので、裁判員で平日こちらへ来て、他の日は普通に仕事をしていたということで、休日がない状態がずっと続いたのは個人的に辛いというか、大変な時期でもありました。

(司会)

ありがとうございました。2番、3番、4番さんの事件は、期間で言うと土日も含めて19日間で、その内お仕事をしていただいたのは10日程度だったと思いますけれども、恐らく日程調整は大変だったと思います。大変御迷惑をお掛けしました。3番、4番さんも同じ事件でしたけど、仕事の調整以外のところをお伺いしたいですね。不安面とかですね、どんな事件かなとか、どんな思いで過ごされたかなんですが。

(3番)

先ほど言いましたように、私は退職していたわけなので、時間的な余裕はあったのですが、まず連絡があつてからの期間が十分余裕がありすぎるというか、ほとんど忘れた頃に大きな封筒が裁判所から来るということで、ちょっとあれという感じも、今となってはありました。私の具体的な裁判員裁判は年末ということで期間が長かったということもあるのですが、退職してはいたのですが、バタバタとすることが家庭内にもあったので、先ほども言いましたが、現役の方はきつかったのではないかと思います。あと裁判のスケジュールなのですが、こっちへ来て候補者からすぐ裁判員に任命されるのですが、その日からすぐ裁判が始まったものですから、ええこんなものかという感じで、内容がその日に分かって、もう一度考えるチャン

スを与えてくれたのですが、今裁判長がおっしゃったような、そんな内容についての吟味とか何もなく、とにかく入ってしまったという感じです。そういう面ではちょっとつきつい面、大きい裁判であればあるほど当日にボンと言われると、きついのではないかなという気持ちは今でも持っています。

(司会)

ありがとうございました。まず手続的には毎年年末ぐらいに候補者名簿に載ったという通知があって、その後具体的な事件の通知がどこかの段階であるのですけれども、3番さんの場合は12月の事件でしたので、年末に名簿に載ってから具体的な事件の通知があるまで1年近く経っていたというところで、急な驚きがあったということだと思います。あと選任の日にいきなり午後から裁判という形でこの事件は行っておりますけれども、それは2つやり方がありまして、例えば1番さんの事件だと選任の日と裁判の日と別の日でやっていると思います。事件のスケジュールを組む段階でいろいろ当事者と議論するのですが、事件ごとにその辺の事情は違います。確かに急に入ると面食らうというか、心の準備がないままというお話をいただくこともありますけど、基本的には特に予断も持たずに入っていただいて、あとは当事者側で分かりやすい主張立証をすれば、急に入っても理解できるという前提でさせていただいている。まあ、そうは言っても精神的なところで大変な御負担をお掛けしたかもしれません。5番の方はいかがですか、選任の日までの気持ちとか、その辺りですけど。

(5番)

裁判所からの封筒が届いて、抽選で外れる場合ももちろんありますので、会社には抽選で当たったら連絡しますということで、外れたら会社に行きますということでした。抽選で当たってしまって、会社は前もって、当たったら証明書を出してくれたら出勤扱いにするからと言われていて、ちょっとはほっとしていたのですが、仕事は後で溜まって、もうてんやわんやでした。半分仕事休めてこちらの裁判員裁判でがんばるかなというか、こっちの方がよいのではないかというか、途中からは

ここでもちょっとやってみようという気持ちになりました、ちょっと優柔不断な点はありました。凶悪な事件はあまり関わりたくないなという最初の気持ちはあったのですが、現時点での凶悪事件でなくてほっとしたというのが正直な感想でした。会社の理解もあって、なかなか長期間休める人と休めない方がいるので、私の場合は会社が理解してくれた面もあったのですが、休めない方がいるので、その辺りはちょっと難しい点もあるのかなと思いました。

(司会)

どうもありがとうございます。5番さんが担当された事件も、土日含めて16日間の事件で、お仕事をしていただいた日は10日程度でしたが、相当の期間にわたるということで、お仕事の調整も大変だったと思います。2番から5番までの方の事件は、ちょっと期間が長かったので辞退率も高かったと思います。凶悪事件じゃなければいいなという話が5番さんからありましたが、他の方もそうでしたかね。事件について気になっていましたか。4番さんどうでしたか。

(4番)

やはり軽い事件であれば対応できるのかなというのはありましたけれども、裁判員裁判ですからある程度重い刑が予想される事件ということで、万が一死刑とか無期懲役とかに相当するものになつたらどうしようかという不安というものは間違なくありました。

(司会)

現在の運用では、事件名は伝えずに通知をさせていただいておりますので、実際の2番、3番、4番さんは殺人未遂ですが、殺人という罪名で当日驚かれたことがあったかもしれません。しかし、最後まで務めていただいておりますので、十分やっていただいたということでございます。3番の方はどうでしたか。

(3番)

私は、医学とか法律的なことは全く分からなかつたものですから、今回私が携わった裁判は、かなり医学的な見地に入っていって、これはまずいなと思って、家に

帰ってちょっと調べたのですが、これはかなり難しいなと、筋肉一つとっても名前がたくさんあります、裁判員とはいえ、家で知識をかなり仕入れないとついていけないなという気持ちはありました。

(司会)

それでは、証拠調べとか事件審理の中身についての御負担の面に入りたいと思います。まず、検察官や弁護人の冒頭陳述ですが、法廷で聞いて争点をすぐに理解することができたかどうか、お伺いしたいのですが。争点の多かった2番、3番、4番さんの事件と5番さんの事件についてお伺いします。2番さんどうでしたか。

(2番)

検察官の方も弁護人の方もすごく裁判員裁判を意識していただいて、私たちが分かりやすいようにいろんな話をしてくれているなというのを感じました。おかげで事件の概要とか主張というのは結構分かったかなというふうには思っています。一方で争点がどう影響を与えるのかというところまで、私自身はイメージがはっきりつかめなかったところがありました。争点が何かというのは分かったのですが、それが最終的にどう影響するのかというところまではよく分かり切れなかった、あるいは分かりやすく説明していただいたのですが、分かりづらかったというところはありました。

(司会)

殺意が争点でしたが、検察側弁護側双方が描いているストーリーまでは分かっていて、殺意が争点というのも分かっていた。ただ、殺意を認定する上での事実関係について双方どういう主張があって、今後どういう証拠調べをするのかといった辺りが直ちには理解が難しかったというか、そのようなことでしょうか。ありがとうございます。5番さんの事件は補充裁判員というお立場で席も後ろの方でしたが、冒頭陳述双方の主張を聞いて、あるいは目で見て、その当時どのような御感想でしたか。

(5番)

双方一生懸命真実を突き止めようという気持ちがよく表れていて、なかなか難しいなというのが正直な感想でした。無意識に火をつけたという、無意識をどう表現するのか、これは難しい話だなと思って、それから証明というか動機付けというのか、動機付けをどう証明していくのか難しい話だなと思って、証明というか真実を突き止めるということは大変難しい作業だなということを感じました。

(司会)

検察側弁護側双方とも図表的な書面を配ったと思うのですけれども、これは見やすかったかどうか、分かりやすかったかどうかですけど。

(5番)

見た感じでは見やすかったです。

(司会)

ありがとうございます。続いて証拠調べそのもののところに入りたいと思います。先ほどの医学的な事項の内容がなかなか難しかったというお話をありました。特に2番、3番、4番さんの事件、あるいは5番さんの事件では専門家の証言がありました。2番、3番、4番さんの事件は、殺意が争点となつたために、殺意を認定する上で被告人が包丁をどのように使って被害者を攻撃したかの態様が問題になりましたが、その態様を推知するためには、被害者に生じた傷の状況を把握しなければいけないということで、被害者が多数の傷を負った点は争いがなかったのですが、その傷を診察して縫合手術を行つた医師の証言がまずありました。その際には、縫合前の傷の写真について刺激を和らげた白黒写真でかつイラスト化にしたようなものの取調べなどもありました。そうですね、証言そのものよりも、まずはその辺りのことをお伺いします。怪我の状況についての証拠調べは、医師の証人尋問もあったのですが、その前提として怪我の状況の写真撮影報告書もありました。縫合後のものは写真で、縫合前の傷口が開いたものについては、刺激が強いということで、公判前整理手続の中で刺激を和らげる工夫を検察側にしていただいて取り調べたのですが、その辺りの証拠を御覧になってどうでしたか。

(4番)

個人的な感想を言えば、もっと鮮明な写真を見たかったです。ぼやけた感じの図でははっきりと認識できませんでした。付随する図などが多数あって、これらに対応させるには、もう少し鮮明な写真がよかったです。

(3番)

私も同感で全く見にくかったです。刺激の問題が出て来るかとは思いますが、事実は事実としてはっきりしたものを見せていただければ、ちょっとした時間は省けたのではないかと思います。

(司会)

裁判所としては、遺体写真と同様、傷の写真についても、裁判員に与える衝撃度や負担感を考慮し、場合によっては体調を崩される方もいらっしゃるので、和らげることとしています。証拠としての必要性とのバランスがありますが、本件の場合には、傷の深さやその位置は、医師が証言するという審理としましたので、傷の写真自体は、刺激の強いものは和らげたもので構わないだろうと判断したものです。

次に1番さんが担当された事件は危険運転致死傷事件で、ドライブレコーダーの映像を取り調べましたが、どうでしたか。

(1番)

実際に追跡した車両のドライブレコーダーの映像でしたが、特に衝撃を受けたことはありませんでした。巷には衝撃的な映像が出回っていますので、それに慣れているわけではありませんが、そこまで衝撃的ではなかった気がします。

(司会)

映像は遠めではありましたが事故そのものの状況が映っており、人によってはかなりの衝撃を受けられるのではないか、また、この事故では乗っていた人が亡くなっていることもあります、調べてよいかを議論しました。事故そのものの映像ですので最適証拠であるというような面もあり、遠めの映像ではありますが、最終的には証拠として採用したものです。最近ではインターネット等で刺激的な映像もあり、慣

れているという面もあるということでしょうか。実際にあの事件においては体調を崩された方もありませんでした。

続いて5番さんが担当された事件は放火未遂事件でしたが、物置の中に置かれていた物が燃えており、残焼物がたくさんの写真で取り調べられたものでしたが、写真は分かりやすかったでしょうか。

(5番)

今思えば、写真はちょっと真っ白でしたが、初めて見た写真であり、これが分かりやすいのかなと思いました。放火未遂ということもあり、衝撃度という意味での心配はありませんでした。

(司会)

建物の外観や内部の写真がたくさんあったものでしたが、写真の数は適切だったでしょうか。

(5番)

あまり覚えていませんが、適切だったと思います。

(司会)

続きまして、証人尋問と被告人質問についてお聞きします。2番、3番、4番さんが担当された事件では、傷に関して医師の証言がありましたし、また、精神疾患あるいは犯行当時飲酒酩酊状態等にあったことが犯行にどの程度影響を与えていたのか、責任能力の面では争いはなかったのですが、量刑上は考慮してよいのではないかという観点から、精神科医の証人尋問もありました。傷の関係の専門家と精神の関係の専門家の二人の証人尋問がありましたが、いかがだったでしょうか。

(2番)

医師の証人尋問は分かりやすかったとは思います。一方で専門的なところでもありましたので、完全に分かったかと言わるとそうでもありません。

(司会)

評議の段階ではお分かりいただいて議論されていたとは思いますが、証言を聞い

た直後は分かりにくいところもあったとのことでしょうか。専門家証人の尋問の前に医学文献などの証拠を調べたり、また、尋問中にも文献を示したりしましたが、医学用語は分かりづらかったでしょうか。

(2番)

尋問のやり取りの中では、弁護人は専門書を出し、医師は専門書どおりではないと証言して見解が食い違うことがあり、混乱したとまでは言いませんが難しさを感じました。

(3番)

専門家であるとしても医師は裁判所で証言することを前提で患者を診ていたのではないので気の毒なことだなと思いました。また、弁護人の仕事は重要な位置を占めていることをつくづく思いました。仮に弁護人が一步引いてしまうと、片方だけの話になってしまいますので、あそこまでやってくれることで、難しいことは難しかったですが、かなり明確になった部分はたくさんあります。

(司会)

弁護人側は相当準備されている形跡はありました。御発言は専門家といえども急に質問されて直ちに答えるのは難しいとの御趣旨でしょうか。そういう面は確かにあったと思います。4番さんにお聞きします。精神科医の証人は、パワーポイントのスライドを使って当該精神疾患について説明をして、その上で証人尋問に入っていましたが、その辺りは見ていてどうでしたでしょうか。

(4番)

医師の説明は分かりやすかったです。特に難しいと思ったことはありません。

(司会)

次に5番さんが担当された放火未遂の事件では、放火の専門家が二人も出てきました。一人は検察側の立証で、床板の炭化状況からどこまで何が言えるかという内容であり、もう一人の弁護側の証人は、火災学上、被告人の弁解があり得ることを立証するものでした。火災の専門家の話は分かりやすかったでしょうか。

(5番)

聞いているときは両方とも実験に基づいて説明されているなと言う感じで分かりやすかったと思います。

(司会)

1番さんが担当された事件では、証人として後ろから見ていた警察官の証言がありました。専門家の証言ではありませんが、十分理解できましたか。

(1番)

はい。

(司会)

専門家証人でない事件では、2番、3番、4番さんあるいは5番さんが担当された事件では被害者の証人を調べています。2番、3番、4番さんが担当された事件では、被害者証人を調べる時に、検察側はマネキン人形を使って証言をさせ、弁護人は人形の写真を使って証言させた場面がありました。人の動作というのは口頭ではなくなかなか表現しにくいところがありますので、口頭で証人に話してもらった上で、証人の話している二人の位置関係や手の動きを人形で体勢を表したり、写真のとおりですかという質問をしたりということがありました御感想はありますか。

(4番)

どちらも分かりやすかったです。本旨とは外れますが、上の方から聞いていると聞き取りにくい、何を言っているのか声が聞こえないことが全般的にはありました。

(司会)

特に補充裁判員の方の席は後ろにあり、聞こえづらい点もあったかもしれません。今後の事件では気を付けたいと思います。人の動きや体勢については、口頭で述べさせるだけではなく、いろいろな工夫をして視覚的にも分かりやすくしたほうがよろしいでしょうか。

続いて被告人質問についてお聞きします。それぞれの事件の被告人質問で気が付

かれたことはありましたでしょうか。時間の長さがどうだったかとか、質問の趣旨が分からぬということはありましたでしょうか。

(1番)

大分前のことでもあり記憶に残っていません。その当時、特に疑問に思っていたので何もなかつたのかなと思います。

(4番)

私たちが担当した事件では動機が争点になったと思いますが、弁護側から質問があつたときに被告人の受け答えが何を主張しているのか分からぬという面がありました。

(司会)

被告人の弁解には覚えていないということが相当あつたと思います。被告人の供述する内容自体が分かりにくいということでしたでしょうか。

(4番)

いいえ。証言自体は分かりやすく意図しているところもそれとなく分かるのですが、弁護人の質問と被告人の答えがあまりかみ合っていない印象を受けました。

(司会)

続いては、検察官の論告、弁護人の最終弁論について、分かりやすさ、時間の長さ、内容が細かすぎる、あるいは簡潔すぎるといった点について御意見をお伺いします。論告要旨、弁論要旨のメモの枚数が非常に多いものもありましたが、御感想はありますでしょうか。

(1番)

メモがきれいにまとまっており分かりやすかったです。そんなに分からぬことも特になく、この資料がなかつたら分かりにくかったと思います。資料がきれいにまとまっていますので助けられたと思います。

(司会)

担当された事件では主たる争点が量刑であり、量刑を考えていく上での事情やど

のあたりを重視するかということを評議では議論したかと思います。論告要旨や弁論要旨は、その後の評議でも役に立ちましたか。

(1番)

そうですね。耳で聞いたことだけだと記憶が欠落しますし、資料にまとまっていますと見返して確認することができましたので。

(司会)

評議で漏れのない議論をする上でも役に立ったということでしょうか。

(1番)

そのとおりです。

(司会)

2番、3番、4番さんが担当された事件は、かなり複雑で専門的な事柄に及ぶ内容でしたので、それに応じて論告、弁論要旨も詳しぬなものであったと思われますが、分かりやすさの点でいかがでしょうか。

(2番)

双方とも主張したいことが簡潔にまとめられており分かりやすかったです。

(3番)

資料で言っていることはよく分かりました。ただ、どちらかというと弁護側が作った資料の方が字の色付けが赤一色だけでされていて見やすいのですが、検察側の資料は3色も使っており、資料としてはちょっと見づらいかなと思いました。

(司会)

色の数が多すぎると目がちかちかするという感じでしょうか。

(3番)

はい。それに、横に広げてパッと見るのはよいのですが、1枚のものがあったり、広げて見るものがあったりしており、広げるものであれば広げて統一するとか、2、3面にするとかして、文字の大きさを変えて強調するのはよいのですが、ちょっと見にくい、すっきりしない感じがしたものがありました。

(5番)

お互いの主張が分かって、私は分かりやすかったです。

(司会)

時間の長さはどうでしたか。簡潔にしてほしいとか、ありますでしょうか。

(5番)

プログラムに沿って時間も決まっており、特に長さに関してはそんなものなのかと思いました。

(司会)

2番、3番、4番さんの担当された事件では弁護側の弁論が長かったですが、集中して聞くことができましたでしょうか。

(4番)

弁護側の弁論はちゃんと聞くことができ、論点も分かりやすかったです。検察側の論告も同じですが、特に時間が長いと感じたことはありません。

(司会)

次は評議についてですが、2番、3番、4番さんの事件、5番さんの事件では、事実認定、要するに殺意とか放火の故意の争点がありました。その辺りの評議と、あとはその辺りの認定が済んだ後の量刑の評議と、大きく分けて二つの段階があったと思います。1番さんの事件では、起訴事実自体は争いがなかったので、量刑評議の前提として軽度の知的障害の影響とかその辺りの議論をした上で、他の事情を含めて量刑を評議したと思います。まず事実認定の評議の話をお伺いしたいと思います。2番、3番、4番さんの事件での殺意の認定の評議について相当時間が掛かったのですが、どうでしたでしょうか。評議の秘密に当たるところは秘密にしていただきて、進め方とか、こうしたら良かったんじゃないかということはありましたでしょうか。4番さんは、補充裁判員として評議を御覧いただきましたがどうでしたか。

(4番)

まず殺意があったかどうかについて、私たちはやはりプロの裁判官ではありませんので、どうしても被害者側の感情に立つということが多かったと思います。そこを、裁判官が上手に過去の例とかいろんなものを引っ張りながら指導してくれたという面があったと思います。やはり、殺意があったかどうかによって当然結論が変わってくると思うんですけども、どのくらい殺意が強いというか、いろんな証拠を考慮した上で結論を出すのか、これは私たちには経験がないので全く分からぬところですが、この辺の関係についても、裁判官が過去の例とかいろんな資料を出してくれたということで、ある程度最終的にはまとまったのかなという感じがいたします。

(司会)

量刑の関係では、量刑検索システムで過去の例を紹介するというのは全事件で行っておりますが、殺意の関係で過去の例を説明した覚えは私にはないんですけども。まず事実認定の関係について、裁判員として実際に議論された2番、3番さんの方でどれくらい大変だったかとかありますでしょうか。

(3番)

被告人が殺意を否定している裁判で、これをどうするかということは非常に難しい話でして、やはり裁判官の要点の説明や先ほどお話のあった量刑検索システム、この辺りも含めて見ながらという部分もあって、とにかく難しい評議でした。

(司会)

今は、量刑の評議ではなくて、殺意を認定するかどうかという評議のことをお伺いしたのですが、やはり法廷審理を反映して、傷の状況について確認したり、そうした客観証拠から議論を進めたかと思いますけども、その際に、先ほど話題に出ました論告要旨とか弁論要旨の書面は役に立ったかどうかについて、2番さんいかがですか。

(2番)

役に立ったと思います。

(司会)

補充裁判員の立場でも評議の場において裁判体の合意で意見を述べてもらうことはできるということで、補充裁判員の方にも意見を言っていただいたと思いますけれども、裁判員と違う点で困ったことはありましたか。5番さんいかがですか。

(5番)

困ったことは特になかったです。評議は落ち着くところに落ち着いたのかなという感じでした。

(裁判官)

評議の中で、もう少しこうしてくれればより意見を言いやすかったということはありましたか。

(2番)

意見は非常に言いやすかったです。ただ、認定したことがその後どのように結びつくのか、評議のストーリーが私自身は見えなかつたところはありました。一個ずつ繋がっていくんですけども、行く先が見えなくて。何というんでしょうか。

(裁判官)

今していることの位置付けというか、意味というか、そういったところですか。

(2番)

そうですね。先が見えないなというのはありました。

(司会)

評議の中で意見を言いやすかったかとか、評議の時間が長すぎると短すぎるとかその辺りはいかがでしたか。1番さんどうでしょうか。

(1番)

時間を含めてあの場にいた裁判員の皆さんには、自分の意見を言えたかなと思します。名前も知らず初対面の方々の中であれだけ言えるというのは、意見を言う環境が整っていたからかなと思います。評議時間というよりも、自己の中で考えをまとめる時間がもう少しあれば良かったかなと思いました。

(司会)

ありがとうございます。もう少し休憩のような時間があつたら良かったかもしれませんね。評議の時間は十分でしたか。2番の方いかがですか。

(2番)

時間は長いなという面もある一方で、もっと話し合いがしたいなという気持ちもありました。きちんと話し合いはできたと思うんですけども、もっと時間がほしいなという気持ちもありました。

(司会)

ありがとうございました。量刑評議のところでは、量刑検索システムでグラフなどをお見せしたかと思いますが、この辺りはいかがでしたか。グラフ全くなしで意見を言えたかどうかなど、5番さんいかがですか。

(5番)

やはり過去の判例や先例を見せてもらい、こんな感じで選んだらいいのかと、皆さん参考になったと思います。グラフのような基準がなかったら、量刑を評議するのは難しいのかなと思います。

(司会)

ありがとうございます。量刑検索システムのグラフを見ることについては、最高裁判例を踏まえ、今の評議の運営ではおそらくどの裁判体でも裁判員に見ていただいております。しかし、それに必ず合わせるということまでは考えないでくださいと、あくまで参考にしてその上で今回の結論を出しましょう、その傾向から一步踏み出すということも意見としては構いませんよとお話しをさせていただいた上で見ていただいたと思います。3番さんどうですか。

(3番)

量刑に関して今でも思っているのですが、システムで裁判長から色々な例を紹介してもらったのですが、どうも量刑が軽いなど、この程度かという印象を最初に持ちました。こんな罪を犯してこの程度の量刑では罪を償うには軽いなという気持ち

が今でもあります。

(司会)

量刑検索システムの統計は裁判員裁判が始まる2年前からの蓄積ですので、今現在蓄積されているデータの大半は裁判員裁判での量刑でございますが、そういうものでも全体として軽いんじゃないかという御印象を持たれたということだと思います。では次に、裁判員裁判を経験した中で、裁判所あるいは検察官、弁護人に対して、この点こうあるべきではなかったかとか、事件処理以外の接遇についてでも構いませんが、御意見はありますか。また、今後、裁判員に選ばれるかもしれない県民の方にメッセージがあれば順番にお話しいただきたいと思います。1番の方からどうぞ。

(1番)

まず、負担という部分では、職場にかける負担は大きかったなと思います。その間休むということで、やはり自分以外の方に負担をかけてしまったと思います。接遇の面では、これ以上ないというくらい気を遣ってもらったというのが正直な気持ちです。これから裁判員になる方たちに向けては、名簿に名前が載った時点で職場には一度報告しておかなければいけないかなということです。私は職場で初めて裁判員に選ばれた事例だったので、ちょっとバタバタしてしまいました。あとは、この制度が当たり前になるように義務教育の中で裁判所見学のようなものがあればいいのかなと思います。以上です。

(司会)

ありがとうございました。2番の方どうでしょう。

(2番)

負担はやはりありましたが、裁判所の方、検察の方、弁護人の方、皆さんが裁判員のことを尊重していただいた上で、裁判を進めていただいていることは感じました。これから裁判員を経験されるかもしれない方々に対しては、やはり働いている身だと色々と負担がかかる面が大きいですが、それ以上に経験したからこそ得られ

るものもあり、安易な辞退はしないでほしいとお伝えしたいです。

(司会)

ありがとうございます。3番の方お願いします。

(3番)

肉体的負担はないんですけれども、精神的な負担はかなりきつい面があるとは思うんですけども、是非とも一度やってみた方がよいということを伝えたいです。裁判所の方からも、裁判員の経験者がこう言っているということをもっとPRをしたら良いんじゃないかと思います。もう一つ、裁判員裁判のテレビニュースでも、最初に出てくる映像で裁判官の横に椅子があって、裁判員を経験しているから、椅子がちゃんと6つ並んでいるなどわかるのですが、そこに裁判員が本当はいるんだということを何かダミーででも見せれば、この裁判は裁判員裁判をやっているなということをもう少しPRできるのではと思います。

(司会)

ありがとうございます。4番の方お願いします。

(4番)

感じたことはたくさんあるのですが、2点お伝えします。まず1点目は、冒頭の所長挨拶にもありましたが、裁判員を辞退する方が増えているというお話があったかと思うのですが、私としては、特に重い量刑が予想される事例についてはもっと辞退できる制度を確立してほしいなと思います。やはり死刑とかいうのは私たち素人には言いにくいという面があるのではないかと感じました。2点目ですが、裁判員になると日当をもらうわけですが、民間はともかく公的な立場で仕事をしている方が裁判員になった場合に、特別休暇を取得しながら日当をもらうことになり、二重取りとならないのかという点を強く疑問に感じました。

(司会)

ありがとうございます。日当については、損害の填補という意味合いがあったと思います。5番の方いかがですか。

(5番)

負担になったこととしてはやはり仕事を休まないといけないということです。選ばれたからには仕方ないと思って会社に説明して理解してもらったところはあります。当たったからには仕方ないと言われればそれまでなんですが。裁判員に選ばれるということは、やはり良い勉強になると思います。これまで裁判所に行くような機会はないですし、ドラマで見るイメージしかなかったので、いざ裁判員裁判に参加して、こういういろんな議論をしているんだなど大変勉強になりました。裁判所の方には、もっと裁判所を身近に感じるよう見学ツアーや柔らかい、親しみやすい裁判所のイメージをPRできるような活動をしてもいいのではと思いました。どうもありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。一点、お伺いしたい点があるのですが、今回の3つの事件につきましては、特段、特別な警戒態勢は執りませんでしたが、それで何か不安やもう少しこうしてほしかったという点はありましたか。1番さんどうでしたか。

(1番)

特にないです。

(司会)

それに関して他の方は御意見ないですか。よろしいですか。それでは金沢地検の小島検事と金沢弁護士会の伊藤弁護士から、裁判員の方への質問や今日の感想でも構いませんが、ありましたらお願ひします。

(検察官)

本日はお忙しい中、貴重な御意見ありがとうございました。私がお伺いしたいことについては、既に田中裁判長の方から質問していただき、貴重な御意見を伺いましたので、この場で改めて私の方から質問ということはしないこととさせていただきます。私は殺人未遂の事件で検察官として証人尋問を行ったり冒頭陳述を読み上げたりなどしたのですが、先ほど図が見づらかったという御意見を頂きましたし、

傷の写真はもっと鮮明なものを見たかったなど、貴重な御意見を頂きましたので、本日の意見を踏まえて今後の裁判員裁判をより良いものにしていくように検察官として努めていきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

(弁護士)

本日は、貴重な御意見をありがとうございました。私の方も、お伺いしたいことにつきましては既に田中裁判長から質問していただき、皆さんから忌憚のない御意見を頂きましたので、追加で質問するということはないんですけれども、私も同じく殺人未遂の事件の弁護人として関わりまして、本日の御意見の中でも、今していることがどうつながるのか分かりづらかったという御意見ですとか、そういうところはもう少し分かりやすく主張ができたのかな、など反省するところではあります。今後提出する証拠などをもう少し分かりやすいものにするなど弁護人としてもやつていければなと思いました。皆様の御意見を踏まえまして、今後弁護人一同、皆様に分かりやすい形で工夫して参りたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

(司会)

続いて、報道記者の皆様から御質問をお願いします。

(記者)

裁判員裁判終了後の裁判員の方へのインタビューについて、直前まで可能としながら、結局取材できないケースが多いのですが、その辺りは裁判員の方の判断なのでしょうか。判断を早めてもらうことはできないでしょうか。裁判員の方への質問なのか、裁判所への質問なのか微妙なのですが、いかがですか。

(司会)

裁判員の会見について、裁判所で断ることはしておりません。直前まで可能な状態ではあるのですが、最終的には裁判員、補充裁判員の方々の希望に沿って行っていますので、全員希望しないということであれば記者会見はないということになります。

(記者)

もう一点ですが、御自分が担当した事件の報道を見て、どういったことを感じましたか。

(1番)

私が担当したときは、記者会見があつて私も出席しました。ただこのとき他に大きな事件があつて、報道機関もそちらに行ったという形で、各ニュースもそちらの方にほとんどシフトしたのではないかなと思います。どういう報道をされていたのか全然分からぬ状態でした。

(司会)

他の方で担当された事件の報道を見られた方、新聞報道でもいいですが、いらっしゃいますか。2番の方どうですか。

(2番)

テレビ報道は時間の都合で見ることはできず、新聞は翌日確認しました。報道を読んだ感想としては、終わったんだとほつとしたという感想でした。

(4番)

私も新聞で見ましたけれども、報道の内容が淡々としたものだったので、特に感想はありませんでした。

(記者)

今日のお話の中で、証拠について傷口についてもっと鮮明なものを見たかったという意見がありましたが、一連の裁判員裁判を経験してみて、仮に刺激の強い証拠が提示される可能性がある事件を担当した場合、何か証拠に対する配慮は必要だと思いますか。また、裁判所に対してはどのような対応を求めますか。

(5番)

大変難しい質問です。見たら見たで配慮が足りないんじゃないかという意見が出るかもしれません。私個人としては、難しいですが、夢に出そうなので正直見たくないと思います。

(2番)

写真を見たら、傷口のひどさなどで引きずられてしまうのではないかという気もします。なので、私は見ない方がかえってよかったですのかなとも思います。そういうことも踏まえて、やはりより悲惨なものであれば、体調を崩される方も出てきやすいでしょうし、私も正直そこまでのものは見たいと思いませんので、配慮していただいた方がよいと思います。

(4番)

程度の問題だと思うのですけれども、凄惨な死体の写真を見て、それが感情的に訴えるものであれば、出す結論に影響を及ぼしてくるんじゃないかなということもあります。ものによりけりだとは思いますが、ひどいものは配慮が必要なのかなという気がします。

(記者)

2番か4番の方にお伺いしたいのですが、法律のプロでない自分たちが、人が人を裁くということに関わっていいのかというお話があったかと思いますが、これは裁判員を経験する前の御感想でしょうか。それとも実際に裁判員を体験されてから抱いたりとか気持ちが強まったりしたのでしょうか。逆に体験してみたら解消された問題なのか、その辺りの気持ちの変化、具体的にどういう場面でその気持ちの変化があったかも含めてお願ひできればと思います。

(2番)

私は裁判員を経験する前は、そこまで深く考えてはいませんでした。裁判員として事件を担当して、何が真実なんだろうと色々と考えていく過程の中で、本当に難しいなど、本当に人を裁いてよいのかなという思いに至ったという感じです。

(4番)

私は、裁判員裁判を経験する前も、裁判中も、裁判が終わってからも全く変わっていません。私たちが人を裁いてよいのかなというのは、今でも疑問に思っています。

(記者)

人が人を裁いてよいのかということを裁判中も感じられる場面があったと思うのですが、具体的にどういう場面でそうお感じになったのですか。

(4番)

例えば、出てくるたくさんの証拠、これを自分が客観的に判断できているのかなという疑問を常に持っていたので、そういう状況で判断を下してよいものかについて迷いがあったということですね。

(司会)

4番の方は補充裁判員のままで終了されましたが、もし裁判員としてであれば更に悩みや葛藤は大きかったということでしょうか。

(4番)

そうですね。補充裁判員の立場ですから、ある意味高みの見物的な部分もあり、それほど強いものではなかったのですが、実際に判断される裁判員の方たちは、補充裁判員よりは大きいものがあったのではないかと考えます。

(記者)

今の質問に関連してですが、人を裁くことへの難しさだったりためらいがある中で、結局は裁かなくてはいけないという立場にあったと思うのですが、どうやってその辺りと折り合いをつけたのかについてお話を聞かせていただけたらと思います。

(司会)

4番の方は補充裁判員でしたので、他の方でそうした感想などがあればお願ひします。1番の方いかがですか。

(1番)

自分が裁判員として選ばれたときは、裁判員制度というのを考えた時に、国民の考え方との差異を埋める役目なのかなと思ったので、自分は素人考えで行こうかなと思っていたのですが、ただ、話が進んでいく中で、自分の中でいろいろ調べたりしているうちに、自分の最初に決めた考えがぶれて、かなり葛藤した部分もありまし

た。その部分に関しては、今でも自分の中で葛藤があります。

(記者)

今の1番の方に関して、考えがぶれたということなんですが、何について考えがぶれたのですか。

(1番)

私が担当した事件の被告人に軽度の知的障害があるということで、自分の中では最初、責任能力のあるなしで、あるというところからスタートしたかと思うのです。責任能力がないという争いはなかったはずなのですが、ただその知的障害というものに対してどこまで量刑に反映させるかという話が出た時に、自分は最初、責任があるのならあるでゼロか百ではないのかという考えでいたのですけれども、実際はそういうものではないので、そこを色々な情報を仕入れる中で、最初に思っていた自分の考え方とちょっとぶれが出てきたというふうになりました。

(記者)

それは今でもあるということですか。

(1番)

今でも自分の判断に対しては自信を持って言えないなというのが正直なところです。

(記者)

たまに思い出されたりするということですか。

(1番)

そうですね。

(記者)

分かりました。ありがとうございました。

(司会)

1番さんの担当された事件は、責任能力の有無自体には争いがなかったので、その意味は、いわゆる法律上の用語では完全責任能力というレベルでは当事者間に争

いがなくて、しかしその中で、責任能力がどれだけ低下しているのか、犯行に与えた影響はどれくらいあるのかというところで、量刑の上ではそれなりに考慮されるべきという前提の下で当事者が主張立証活動をされ、評議でも議論したということですね。時間となりましたのでこの辺りで締めさせていただきます。裁判員、補充裁判員を経験された方、本日は大変お疲れ様でした。本当にありがとうございました。今日いただいた貴重な御意見、率直な御感想につきましては、今後の裁判員裁判の運用に大いに参考にさせていただきます。これで意見交換会を終了いたします。

以上